

盛岡市スマート農業導入促進事業の概要

盛岡市は、農作業の効率化と生産性の向上を図るため、新たにスマート農業を導入しようとする農業者を支援します。

■ 事業の内容

メニュー	内容
農業用ドローンの購入経費の補助	農業用ドローンの購入経費（税抜）の2分の1を補助。1台当たりの補助上限 60 万円。申請は1農業者につき2台分まで。
オペレーター講習の受講経費の補助	農業用ドローンのオペレーター講習受講料（税抜）の2分の1を補助。受講者1人当たりの補助上限 15 万円。申請は1農業者につき2人分まで。
遠隔操作等草刈機の購入経費の補助	遠隔操作等草刈機の購入経費（税抜）の2分の1を補助。1台当たりの補助上限 60 万円。申請は1農業者につき2台分まで。

注) 1 3つのメニューを合わせて申請することも可能。

2 補助対象となるオペレーター講習は、航空局ホームページに掲載されている「無人航空機の講習団体及び管理団体」及び国土交通省の登録を受けた「登録講習機関」が実施する講習に限る。

3 遠隔操作等草刈機とは、草刈りを遠隔操作により又は自動的に行う機械であって、農地に用いるものをいう。

■ 申請できる対象者

盛岡市の地域農業マスタープランにおいて中心経営体として位置付けられている者又はそれに準ずると市長が認める者で、市税を滞納していない者。

事業を活用した場合は、事業実施年度を含めて3年間、毎年、報告書を作成・提出していただきます。

■ スケジュール

ステップ① 申請

農政課で申請を受け付けます。その際、要件の確認や事業計画について伺いますので、見積書、カタログ（機械購入の場合）、調査票を持参していただきます。

ステップ② 事業の着手～完了

市からの補助金交付決定後、事業の着手（機械の購入、講習の受講）が可能になります。

事業が完了した後、適切に事業が実施されたことを確認でき次第、補助金を交付します。